

## 開発行為等に係る消防水利の整備及び消防活動空地等の設置に関する事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号。以下「条例」という。）及び開発行為等に係る消防水利の整備及び消防活動空地等の設置基準（平成29年豊消予第53号）の事務処理等に必要な事項を定める。

### (事前相談)

第2条 開発行為者は、条例第23条第3項に規定する相談を行う場合は、豊中市土地利用の調整に関する条例施行規則（平成16年豊中市規則第43号。以下「規則」という。）第13条で定める開発行為等事前相談書を市長に提出することにより行うものとする。

### (条例の規定に基づく協議の申出)

第3条 開発行為者は、条例第23条第1項に規定する開発行為等における協議の申出を行う場合は、豊中市開発行為等に関する手引き（以下「開発行為等手引き」という。）に規定する様式第1-1-2号「開発行為等協議申出書（消防関係）」の正本1部及び副本1部を、消防局長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

ただし、消防局長が必要がないと認める場合は、添付図書の一部を省略することができる。

- (1) 規則第11条第1項第2号に規定する図書
- (2) 消防水利並びに防火水槽及び防火水槽用地の帰属等に関する

る事項（様式第1号）

- (3) 委任状
- (4) 事前相談返答書の写し
- (5) 予定建築物の平面図、立面図、断面図

3 開発行為者は、条例第24条に規定する通知を受けた開発行為等の計画を変更しようとするときは、開発行為等手引きに規定する様式第3-1-2号「開発行為等協議申出書（消防関係・変更）」の正本1部及び副本1部を、消防局長に提出することにより協議を行うものとする。

ただし、変更内容が消防水利並びに防火水槽及び防火水槽用地の帰属等に関する事項（様式第1号）該当せず、かつ、消防局長が必要がないと認める場合は、図面の追加等によることができる。

4 消防局長は、第1項及び第3項に規定する申出があった場合は、その内容を「開発行為等協議申出書・都市計画法第32条協議申出書受理簿」（様式第2号）に登載するものとする。

（協議内容の確認）

第4条 消防局長は、前条の協議が終了したときは、開発行為者  
に開発行為等手引きに規定する様式第1-2-2号「協議内容  
確認書（消防関係）」及び消防水利並びに防火水槽及び防火水  
槽用地の帰属等に関する事項（様式第1号）を交付するもの  
とする。

なお、前条第3項の変更に係る協議については、開発行為等  
手引きに規定する様式第3-2-2号「協議内容確認書（消防  
関係・変更）」により交付しなければならない。

（法の規定に基づく協議の申出）

第5条 開発行為者は、法第32条の規定に基づく協議を行う場  
合は、条例第24条に規定する協議内容確認書の通知を受けた  
後に行うものとする。

ただし、消防局長が認めた場合は、第3条第1項又は第3項に規定する申出書と同時に、第2項に規定する申出書を提出することができる。

2 開発行為者は、法第32条の規定に基づく協議を行う場合は、消防局長に「都市計画法第32条協議申出書(消防関係)」(様式第3号)正本1部及び副本1部を提出することにより行うものとする。

3 前項の協議申出書には、協議内容確認書の写し及び第3条第2項第1号から第5号の各図書を添付しなければならない。

ただし、消防局長が必要がないと認める場合は、添付図書の一部を省略することができる。

4 開発行為者は、法第32条の規定に基づく協議をした後、当該開発行為等の計画を変更しようとするときは、消防局長に「都市計画法第32条協議申出書(消防関係・変更)」(様式第4号)の正本1部及び副本1部を提出することにより協議を行うものとする。

ただし、変更内容が消防水利並びに防火水槽及び防火水槽用地の帰属等に関する事項(様式第1号)に該当せず、かつ、消防局長が必要がないと認める場合は、図面の追加等によることができる。

5 消防局長は、第2項及び第4項に規定する申出があった場合は、その内容を「開発行為等協議申出書・都市計画法第32条協議申出書受理簿」(様式第2号)に登載するものとする。

(同意)

第6条 消防局長は、開発行為者が、次に掲げる措置を行ったときは、法第32条第1項による同意を行うものとする。

(1) 消防施設等の使用に支障のない措置

(2) 同意に係る消防施設等の代替措置

2 消防局長は、前項の規定に関わらず、消防活動上支障がないと認めるときは、同意を行うことができる。

3 消防局長は、前条の協議が終了したときは、開発行為者に「都市計画法第32条協議申出書（消防関係）」（様式第3号）及び消防水利並びに防火水槽及び防火水槽用地の帰属等に関する事項（様式第1号）を交付するものとする。

なお、前条第4項の変更に係る協議については、「都市計画法第32条協議申出書（消防関係・変更）」（様式第4号）により交付しなければならない。

（工事の確認及び検査）

第7条 条例第30条第2項に規定する確認及び法第36条第2項に規定する工事完了の検査は、次のとおりとする。

(1) 防火水槽

ア 防火水槽の設置後、埋め戻す前に中間検査を実施する。

イ 防火水槽に水が張られた状態で7日以上が経過したときに完了検査を実施する。

なお、採水口が設置されている場合は、消防ポンプ自動車採水テストを実施するものとする。

(2) 消防車両進入路及び消防活動空地

予定建築物が完成したときに、はしご車により、実際に進入、接塔の検査を実施する。

(3) その他

消防局長が必要と認める事項について、検査を実施する。

（工事の確認及び検査報告）

第8条 消防局長は、条例第30条第2項に規定する確認が終了した場合は、「開発行為等に関する工事の確認報告書」（様式第5号）により、遅滞なく都市計画推進部開発審査課長に報告しなければならない。

なお、法第4条第14項に規定する公共施設を設置した場合にあつては、「開発行為に関する工事の完了確認報告書」（様式第6号）により報告すること。

(公園占用許可等の申請)

第9条 消防局長は、開発行為者が防火水槽及び防火水槽用地を市に帰属し、防火水槽を都市公園法（昭和31年法律第79号。）第2条に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）の地下に設置した場合には、豊中市都市公園条例（昭和35年豊中市条例第8号）第9条第1項に規定する占用許可の申請及び豊中市都市公園条例施行規則（昭和35年豊中市規則第3号）第12条第1項に規定する使用料減免の申請をしなければならない。

2 前項の申請については、豊中市都市公園条例施行規則第17条第4号に規定する第4号様式「公園占用許可申請書」、同条第13号に規定する第13号様式「使用料減免申請書」及び次に掲げる図書を環境部公園みどり推進課に、正本1部及び副本1部提出することにより行うものとする。

- (1) 開発行為等区域区域図（1／2500）（付近見取図）
- (2) 配置図
- (3) 防火水槽の構造図
- (4) 防火水槽の標識

(帰属した用地の登記)

第10条 消防局長は、開発行為者が防火水槽及び防火水槽用地を市に帰属した場合で、都市計画推進部開発審査課長から次に掲げる開発行為の工事の完了に伴う関係書類の送付があった場合については、登記手続を行わなければならない。（都市公園に設置した場合を除く。次条において同じ。）

- (1) 登記事項証明書
- (2) 開発行為等区域区域図（1／2500）（付近見取図）
- (3) 告示書
- (4) 登記承諾書

- (5) 登記原因証明情報
- (6) 印鑑証明書
- (7) 代表者事項証明書
- (8) 地図に準ずる図面の写し（公図）
- (9) 設計説明書
- (10) 土地所在図・地積測量図
- (11) 土地利用計画図
- (12) 防火水槽の構造図
- (13) その他消防局長が必要と認める図書

2 登記手続については、「登記事務について（依頼）」（様式第7号）に、第1項第1号から第8号の各図書を添えて財務部資産管理課長宛て事務の依頼を行うものとする。

（固定資産税及び都市計画税の減免申請）

第11条 消防局長は、開発行為者が防火水槽及び防火水槽用地を市に帰属した場合については、「固定資産税及び都市計画税の免除について（依頼）」（様式第8号）に次に掲げる図書を添えて財務部長宛て事務の依頼を行うものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 開発行為等区域区域図（1／2500）（付近見取図）

附 則（平成29年10月23日豊消予第62号消防長通知）  
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日豊消予第254号消防長通知）  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日豊消予第582号消防長通知）  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

消防水利並びに防火水槽及び防火水槽用地の帰属等に関する事項

(該当事項に○印を付す)

- 1 消防水利に関すること。
  - (1) 開発行為に伴い消火栓                          カ所を設置する。  
        なお、設置の詳細については、市水道局と協議しその指示に従うこと。
  - (2) 開発区域内に防火水槽                          カ所を設置する。
- 2 防火水槽及び防火水槽用地の帰属等に関すること。
  - (1) 防火水槽及び防火水槽用地は、市に無償採納する。
  - (2) 市に無償採納しない防火水槽及び防火水槽用地は、開発者（                          ）が管理者となり、下記事項を遵守する。
    - ア 常に満水状態にしておくこと。
    - イ ひび割れ等により漏水が生じた場合は、修復すること。
    - ウ 修理等により使用不能となる場合は、その旨を消防局長に届け出ること。
    - エ 取水口（マンホール）付近に消防活動上支障となる物件等は置かないこと。
    - オ 事故防止については万全を期すること。
    - カ 第三者に譲渡する際には、当該第三者をして上記事項を承継遵守する旨を記載した書面を消防局長に提出させること。
- 3 その他
  - (1) この協議について疑義が生じた場合は、その都度両者で協議すること。
  - (2) その他

様式第2号

開発行為等協議申出書・都市計画法第32条協議申出書受理簿


協議申出書受付番号	第 ー 号
受付年月日	年 月 日
開発行為者	住所 氏名
区域に含まれる地域の名称	
設計・代理者	住所 氏名 電話

開発面積	m <sup>2</sup>			
条例第2条第5号の行為	ア	イ	ウ	エ
都市計画法第32条受付番号 (条例第2条第5号の行為がアの場合)	第 ー 号			
開発内容(用途)				
消防水利施設の種別	新設			
	既存			
消防活動空地	梯子車	消防隊進入階段	非常用エレベーター	

様式第2号別紙内容

--

完成確認年月日	年 月 日	受領社名	年 月 日
検査員		氏名	印



都市計画法第32条協議申出書（消防関係）

年 月 日

豊中市消防局長様

住所  
開発行為者  
氏名

今般、下記区域を開発するにあたり、都市計画法第32条の規定による協議（同意）の手続を行うため、関係図書を添えて協議を申し出ます。  
記

開発区域の所在 豊中市

開発区域の面積 平方メートル

開発内容（用途）

上記開発行為の都市計画法第32条に基づく協議（同意）については、下記のとおりです。

記

1 同意する。

（ ）

1 新たに設置される公共施設については、別紙協議済み添付図書のとおりとする。

年 月 日

受付  
年 月 日

豊中市消防局長 印

第 一 号

注  内のみ記入してください。

様式第4号

都市計画法第32条協議申出書(消防関係・変更)

年 月 日

豊中市消防局長様

住所  
開発行為者  
氏名

平成 年 月 日付け、 号 にて協議を締結した件について、  
下記のとおり変更が生じたので届出致します。

記

開発区域の所在 豊中市

開発区域の面積 平方メートル

開発内容(用途)

変更理由

上記開発行為の都市計画法第32条に基づく協議(同意)については、  
下記のとおりです。

記

1 同意する。

( )

1 新たに設置される公共施設については、別紙協議済み添付図書のとおりとする。

年 月 日

受付  
年 月 日

豊中市消防局長

印

第 一 号

注  内のみ記入してください。

様式第5号

年（ 年） 月 日

**開発行為等に関する工事の確認報告書**

都市計画推進部 開発審査課長 様

消防局 予防課長

豊中市土地利用の調整に関する条例第30条第2項の規定による当該開発行為等に関する工事についての確認は、開発行為等の協議内容と相違なく実施されているので次のとおり報告します。

記

- 1 区域に含まれる地域の名称  
豊中市
- 2 通知を受けた者の住所・氏名  
住 所  
氏 名
- 3 通知年月日・通知番号  
通知年月日 年 月 日  
通知番号 第 一 号
- 4 確認年月日  
年 月 日

開発行為に関する工事の完了確認報告書

都市計画推進部 開発審査課長 様

消防局 予防課長

都市計画法第 36 条第 2 項の規定により、検査の結果、下記の開発行為に関する工事が開発許可の内容に適合していると認めたので報告します。

記

- 1 許可年月日・許可番号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
豊中市
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
住 所  
氏 名

様式第7号

豊 消 予 第 号  
年( 年) 月 日

財務部資産管理課長 様

消防局予防課長

担当

TEL

登記事務について (依頼)

このことについて、下記の登記事務を依頼します。尚、登記完了の際には連絡してください。

記

- 1 事業名 防火水槽用地
- 2 不動産の表示
- 3 現所有者
- 4 登記の目的 豊中市への所有権移転
- 5 登記の原因 年 月 日 都市計画法第40条第2項の規定による帰属
- 6 添付書類  
〔共通〕 登記事項証明書 位置図  
〔権利〕 告示書(写) 登記承諾書 登記原因証明情報 印鑑証明書 代表者事項証明書  
〔名変・相続〕 住民票 戸籍の附票 戸籍 住居表示証明書 権利証 上申書  
〔共通〕 公図 地積測量図 明示指令書 筆界確認書 一部抹消承諾書 写真  
〔売却〕 代金収入済証(写) 仮評価証明書 登録免許税

別紙のとおり登記が完了しましたので連絡します。尚、早急に登記内容を登記簿・公図等で確認してください。

年( 年) 月 日

消防局予防課長 様

財務部資産管理課長

様式第8号

豊 消 予 第            号  
年(      年)    月    日

財 務 部 長                      様

消 防 局 長

固定資産及び都市計画税の免除について（依頼）

このことについて、下記の土地は      年      月      日に開発行為により帰属を受け、現在市所管の防火水槽用地となっておりますので、固定資産及び都市計画税の免除方よろしくをお願いします。

記

- 1 所在地  
豊中市                      (防火水槽用地                      .                      m<sup>2</sup>)
- 2 所有者